平成２９年（フ）第２３５６号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目15番地３
債務者　梅澤　敏也
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３６０号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目17番28号
サンケンNo.11―201号
債務者　傳法　道代
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３６１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山団地43棟408号
債務者　井村　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３６４号
横浜市西区境之谷26番地
債務者　加藤　弘行
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３７２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町334番地　廣瀬方、住民票上の住所横浜市瀬谷区宮沢２丁目28番地16　シティハイムヒロセＡ―202
債務者　開米　実幸
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９３号
横浜市泉区岡津町151番地　下岡津ハイツＢ―202
債務者　長谷川幸男
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９８１号
東京都江戸川区平井５丁目47―15
債務者　溝江　伸明
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１４号
横浜市港南区芹が谷２丁目23番５―46号
債務者　小林　夏生
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９２７号
横浜市南区大橋町３丁目54番地２　ヴァンベール弘明寺202
債務者　加藤　義行
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１０号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　サンルーム青葉416号
債務者　古川　浩二（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２３号
横浜市西区平沼２丁目２番１―301号
債務者　林　　保則
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１４０号
神奈川県大和市下和田890番地３　ビラ16108号
債務者　荻原　礼子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３７５号
横浜市緑区鴨居３丁目27番２号　アネックス岩岡Ａ―102号
債務者　飯田　　孝
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８８号
神奈川県大和市福田６丁目８番地４　サングレイス桜ケ丘弐番館204号
債務者　佐藤　ユキ
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８９号
神奈川県大和市福田６丁目８番地４　サングレイス桜ケ丘弐番館204号
債務者　佐藤　成彦
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部